製錬転換施設消防用設備定期点検 仕様書

令和6年5月 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 施設管理課

目 次

	1.	件	名	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2.	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3.	作業	実施	場	所		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	4.	作業	予定	期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	5.	納	期	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	6.	作業	内容	ξ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		6.	1	対	象	没	備	• ;	機	器		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		6.	2	作	業」	項	目	及	び	方	法	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	7.	試験	• 検	查		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	8.	業務	に必	要	なら	資	格	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	9.	支給	品及	び	貸-	与	品		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		9.	1	支	給	品		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		9.	2	貸	与;	品		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
1	Ο.	提出	国書	ŕ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
1	1.	検収	条件	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
1	2.	検査	員及	び	監	督	員		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
1	3.	適用	法規	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
1	4.	安全	管理	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
1	5.	放射	線管	'理		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
1	6.	品質	管理	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
1	7.	不谚	百合管	'理		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
1	8.	保証	事項	ĺ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
1	9.	技術	情報	もの	提信	供		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
2	0.	グリ	ーン	購	入泊	法	の:	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
2	1.	機密	保持	Ê	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
2	2.	その	仙																															8

添付資料 別添「製錬転換施設消防用設備定期点検 対象設備詳細」

1. 件 名

製錬転換施設消防用設備定期点検

2. 目 的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下、原子力機構)人形峠環境技術センター製錬転換施設に設置している消防用設備について、消防法第17条3-3に従い、法定点検を実施するための仕様について定めたものである。

3. 作業実施場所

岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地 原子力機構 人形峠環境技術センター 製錬転換施設

4. 作業予定期間

下記の日程を予定するが、詳細は別途打ち合わせにより決定する。

前期点検:令和6年 7月30日 \sim 令和6年 8月 1日 後期点検:令和7年 1月21日 \sim 令和7年 1月23日

5.納期

令和7年 2月28日

6. 作業内容

「建築保全業務共通仕様書及び同解説(令和5年版)」及び「消防用設備等点検実務 必携(日本消防設備安全センター)」に従い、消防用設備の点検を行う。

6. 1 対象設備・機器

製錬転換施設に設置されている以下の消防用設備等

 (1)消火器具
 一式

 (2)パッケージ型消火設備
 一式

 (3)自動火災報知設備
 一式

 (4)防排煙設備
 一式

 (5)誘導灯設備,非常照明
 一式

 (6)屋内消火栓設備
 一式

(数量等については,別添「製錬転換施設消防用設備定期点検 対象設備詳細」 に記載)

6.2 作業項目及び方法等

(1)前期

① 機器点検

消防庁告示に従い、消防用設備等の機器の適正な配置、変形、損傷の有無などを主として外観から判別できる事項及び消防用設備等の機能を外観からまたは簡易な操作により判別できる事項について点検を実施する。

② 総合点検

消防庁告示に従い、消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、または 当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能 を点検する。

- ③ 点検を終了した都度,設備毎に点検済みの表示(点検済シール等)を行う。
- ④ 点検に付随する作業
 - a. 点検中に発見された不具合,故障等の原因調査及び機器・部品の交換 作業,動作確認。(機器・部品の交換作業及び動作確認は可能な範囲 で実施。また,部品等は供給可能な範囲で支給)
 - b. 前項 a. で発生した取り外し機器・部品等の処分。
- ⑤ 火災警報の移報確認。(正門警備所)

(2)後期

① 機器点検

消防庁告示に従い,消防用設備等の機器の適正な配置,変形,損傷の有無などを主として外観から判別できる事項及び消防用設備等の機能を外観からまたは簡易な操作により判別できる事項について点検を実施する。

- ② 点検を終了した都度, 設備毎に点検済みの表示(点検済シール等)を行う。
- ③ 点検に付随する作業
 - a. 点検中に発見された不具合,故障等の原因調査及び機器・部品の交換作業,動作確認。(機器・部品の交換作業及び動作確認は可能な範囲で実施。また,部品等は供給可能な範囲で支給)
 - b. 前項 a. で発生した取り外し機器・部品等の処分。
- ④ 火災警報の移報確認。(正門警備所)

(3) その他作業

- ① 前期点検期間中に、原子力機構が実施する消火栓取扱訓練の助勢作業。
- ② 消火器の交換及び処分。

粉末ABC蓄圧式10型14本,粉末ABC蓄圧式50型1本。うち,リサイクル処分は粉末ABC蓄圧式50型1本(消火器は受注者が準備)

- ③ 誘導灯バッテリーの交換大型3台(使用バッテリー: Panasonic 製 FK819 (12V 3000mAh)) (バッテリーは受注者が準備)
- ④ 屋内消火栓用ホースの交換及び処分 屋内消火栓用ホース(40A×15m・使用圧力0.7MPa)40本の 交換及び処分。(処分について放射線管理区域設置分は除く) (屋内消火栓用ホースは受注者が準備)

7. 試験・検査

- (1) 受注者は、本仕様書に定める事項に基づき、原子力機構に提出し確認された試験検査要領書に基づき、原子力機構の立会検査を受け合格すること。
- (2) 受注者は、官庁検査等がある場合は、準備及び試験検査の実施に協力すること。

8. 業務に必要な資格等

- (1) 本作業は、その点検内容及び作業に応じた消防設備士(甲種第1~4類または、 乙種第1~4類、6類、7類)または消防設備点検資格者(第1種または第2種) の有資格者で、実務経験を有している者を常時従事させること。(免状の写し、 実務経験の資料を提出すること。)
- (2) 電気工事など、有資格者による作業が必要な場合は、当該有資格者を従事させること。

9. 支給品及び貸与品

9.1 支給品

次の物品は,原子力機構の指定する場所より,供給可能な範囲内で無償にて支給する。ただし,事前に原子力機構の所定の手続きを行い,承認を得ること。

- (1) 作業用電力
- (2) 上水・工業用水・圧縮空気
- (3) その他、協議により決定する物品
- 9. 2 貸与品

次の物品は、無償にて貸与する。

- (1) 原子力機構内に設置されている荷役設備・工作機械等
- (2) 放射線管理区域内作業の場合, 所定の作業衣類・保護具等
- (3) その他、協議により決定する物品

10. 提出図書

受注者は、以下の図書を提出場所に提出すること。

(1)提出図書

提出図書	提出部数	提出期限
作業工程表	1 部	作業開始2週間前まで
作業要領書(試験検査要領を含む)	1部	作業開始2週間前まで
消防用設備等(特殊消防用設備等) 点検結果報告書(消防法で定める様 式)	2 部	点検(前期及び後期)終了から2週間 以内
請負作業等提出図書	一式	その都度
その他必要書類	別に定める	その都度

- ※注1 提出図書は前期点検、後期点検毎に提出すること。
- ※注2 提出図書に指定様式がある場合は、その様式に従うこと。
- ※注3 作業要領書及び報告書の作成における試験検査について、判定基準の記載及び判定基準を明確にするため、基準値の根拠を明記すること。

(2) 提出場所

原子力機構人形峠環境技術センター 廃止措置・技術開発部 施設管理課

11. 検収条件

検収は、第7項に定める試験・検査に合格し、第10項に定める提出図書の完納並び に原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て検収とする。

12. 検査員及び監督員

監督箇所 廃止措置·技術開発部 施設管理課

検査員 (1) 一般検査 管財担当課長

(2) 技術検査 廃止措置・技術開発部 施設管理課長

監督員 廃止措置・技術開発部 施設管理課 施設管理チームリーダー

13. 適用法規等

- (1)消防法
- (2) 核燃料物質使用施設保安規定
- (3) 防火管理規則

14. 安全管理

- (1)受注者は本作業にあたり、「労働安全衛生法」その他関連法規及び原子力機構の定めた諸規則並びに原子力機構の指示事項を受注者の作業員に周知徹底させ、安全衛生の確保に万全を期さなければならない。
- (2)作業中の安全管理について,原子力機構と受注者責任者の間で作業開始前に協議し, 安全管理に努めること。
- (3) 作業の開始及び終了は、原子力機構の指示に従って行うものとし、安全が確認され 指示があるまでは、みだりに機器に触れないよう十分注意すること。また、作業内 容によっては、関係各所に連絡を行ってから作業を開始すること。
- (4)本設備の周辺には他の機器が接近しているため、他の機器に損傷を与えないよう注意すること。また、損傷を与えた場合は、速やかに原子力機構に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 火気の使用については、所定の手続きを行い、原子力機構の指示に従うこと。
- (6) 重量物を取り扱う場合は、落下防止等の処置を十分講じてから作業を実施すること。
- (7)本点検で天井内に入っての点検時は、天井板の踏み抜き等による墜落をしないよう 足場板等を準備し、慎重に作業を行うこと。
- (8) その他,足場等の使用,養生,清浄度管理,廃棄物処理等については,原子力機構 の指示に従わなければならない。

15. 放射線管理

- (1) 本作業は、放射線管理区域作業を含むため、作業開始前日までに、作業に従事する者の「放射線管理手帳」の交付、特殊電離健康診断の受診及び医師等の放射線業務従事可の診断を得たのち、放射線業務従事者の指定を受けなければならない。
- (2) 本作業は、放射線管理区域作業を含むため、作業開始前に以下の教育を受けなければならない。
 - ① 放射線業務従事者指定教育(a 教育, b 教育, c 教育)
 - ② 使用施設保安規定に基づく保安教育訓練
 - ※ 本教育のうち、①については、作業終了予定日から遡って3年以内に受講している場合は免除、②については当該年度に受講している場合は免除される。
- (3) 放射線管理区域で使用した工具、機器、計測機器等については、「移動汚染物品 検査」を行い、放射線管理区域外の持ち出しを許可されたのち、搬出すること。 なお、本検査は相当時間(半日程度)を要するため、作業工程及び点検用資材数 量等を考慮すること。
- (4) 放射線管理区域内の入域及び作業については、管理区域内での遵守事項、注意 事項等に従わなければならない。

16. 品質管理

- (1)本作業において使用する計測機器等については、校正を行い精度が保証されたものを使用し、そのトレーサビリティ(校正証明書、検査成績書等)の写しを事前に提出すること。又、点検報告書にその写しを添付すること。
- (2) 本作業において使用する電気機器等は事前に点検を行い(外観,絶縁状態の確認等) その結果を提出すること。
- (3)作業等に使用する判定基準値等には、判定基準値等の根拠を点検等要領書及び報告書(成績書)に記載すること。

17. 不適合管理

受注者は、製作、施工、工事等の過程、試験・検査等において、不適合が発生または発見された場合は、原子力機構の不適合管理に従い対応を行うこと。

18. 保証事項

- (1) 引渡しの日から1年以内に、受注者の責に帰すべき不備又は、欠陥・異常が発生した場合、無償にて速やかに補修若しくは良品と交換すること。
- (2) 受注者が本仕様書に記載された事項又は、原子力機構の指示に違反した場合は、 受注者の負担で指示通りにやり直しを行うこと。
- (3) 受注者が故意又は重大な過失により、原子力機構所有の設備・備品に損傷若しくは紛失・不具合を発生させた場合は、受注者の責任において修復すること。

19. 技術情報の提供

本物品及び役務納入後,新たに発見・発生した性能・機能における不適合情報等,及 び保安に関する維持(取り扱いの注意事項等)又は運用に必要な技術情報が確認された 場合は,遅滞なく書面をもって情報提供を行うこと。

20. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品,OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

21. 機密保持

(1)原子力施設の特殊性に鑑み、本作業に伴い知り得た機密の保持に努め、双方とも他の一方の承認なくして第三者にもらさないこと。又、下請人に対しても同様に

厳守させること。

(2) 前項は本作業終了後も、当該機密が公知となるまで有効とする。

22. その他

- (1) 消火薬剤の交換を要する消火器の薬剤交換後の不要薬剤については、持ち帰り、 適正に処理・処分すること。また、本作業にて発生した不要部品、不要機器及び 廃棄物等についても、持ち帰り、適正に処理・処分すること。ただし、放射線管 理区域内で発生した廃棄物等は除く。なお、産業廃棄物マニフェスト等が発行さ れるものについてはその証明書または写しを提出すること。
- (2)本作業を実施するにあたり、作業責任者等認定制度の運用に伴い、原子力機構が 実施する作業責任者等教育を受講し、所定の理解度の確認が得られ、現場責任者 等の認定を受けた者が現場責任者又は分任責任者となること。また、作業責任者 等認定制度により、すでに認定された者であっても、有効期限内(3年)の追教 育として年1回の教育を受けること。
- (3) 作業は、事前に作業工程及び内容について、原子力機構と受注者双方で十分 打ち合わせを行った後、作業を行うこと。なお、作業工程等変更の必要性が 生じた場合は、原子力機構と受注者双方で協議し、決定した作業工程等に従 うものとする。
- (4)作業中に機器等の機能維持上必要な箇所の不良が発見された場合,軽微な場合を除き,修理作業等は別契約とする。尚,対処については,打ち合わせにより決定する。
- (5) 本仕様書に記載のない事項であっても、設備の機能上当然必要と認められる事項については、受注者の負担で実施すること。
- (6) 本作業に必要となる部品,工具,検査治具等は,全て受注者の負担で準備すること。ただし,支給品及び貸与品は除くものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項,または,本仕様書に記載があっても疑義が生じた場合は,原子力機構と受注者双方で協議を行い,決定した事項に従うものとする。
- (8) 受注者は、本仕様書に記載された事項及び請負契約事項、並びに技術情報等の取扱に関する確認事項を厳守すること。
- (9) 受注者は、本仕様書に記載された適用・要求事項等を、下請人及び外注先に対しても周知、徹底すること。
- (10) その他不明な点及び詳細な内容については、別途打ち合わせにより決定する。

以上

別 添 製錬転換施設消防用設備定期点検 対象設備詳細

(1)消火器具,消火設備 (カッコ内数字は放射線管理区域分内数)

施 設 名	ABC粉 10型	末消火器 50 型	パッケーシ [・] 型 消火設備
主棟1階	3 8 (26)		
主棟2階	3 6 (23)		1 (1)
主棟3階	1 8 (7)		
屋外	1 6	1	
合 計	1 0 8 (56)	1	1 (1)

(2) 誘導灯, 防排煙設備 (カッコ内数字は放射線管理区域分内数)

		防火戸	防火シャッター	防火ダンパー
施設名	誘導灯	非 連動 (W)	連動	連動
主棟1階	4 2 (26)		4 (4)	3
主棟2階	3 1 (17)	5 (2)	3 (1)	1 3
主棟3階	2 0 (7)	1	1	5
合 計	9 3 (50)	6 (2)	8 (5)	2 1

(3)屋内消火栓設備 (カッコ内数字は放射線管理区域分内数)

施 設 名	屋内消火栓設備	加圧送水装置等
製錬転換施設	2 0 (12)	1
合 計	2 0 (12)	1

※消火栓設備には、ホース、ホース格納箱、起動用スイッチ等を含む。

(4) 自動火災報知設備 (カッコ内数字は放射線管理区域分内数)

ア. 受信機(複合盤), 発信機(総合盤), 音響装置, 防排煙制御盤等

施 設 名	受信機・防排煙制御盤		総合盤	単ヘル
主棟1階			8 (6)	1
主棟2階	P型1級自立型受信機【42回線】	1	7 (5)	
土水石附	連動操作盤【12回線】	1	7 (0)	
主棟3階			5 (2)	
	合 計	2	2 0	1
	□ #I	2	(13)	1

イ. 感知器

1 • 7EX XH1111										
	感 知 器									
施設名	差 重	助 式	定温式	煙	式	赤外線				
ЛШ RX 1.1	分布型 空気管式	スポット型	スポット型	スポット型 2種	スポット型 3種	炎				
主棟1階	2 0 (13)	1 0 4 (70)	8 9 (85) ※ 1 0 (10)	3 (1)	1					
主棟2階	8 (8)	5 7 (32)	7 5 (61) ※ 4 (4)	1 1 (5)	8 ※ 5	1 (1)				
主棟3階		8 8 (39)	2 3 (18) ※ 2 (2)	8 (1)	4 ※1	1 (1)				
合 計	2 8 (21)	2 4 9 (141)	1 8 7 (164) ※ 1 6 (16)	2 2 (7)	1 3 ※ 6	2 (2)				

※は防排煙設備用感知器